

午前10時1分 開議

議長（成田政彦君） ただいまから平成15年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番 上山 忠君、11番 松本雪美君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第5号 普通財産の減額譲渡についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局主幹（西浦敏一君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） おはようございます。ただいま上程されました議案第5号、普通財産の減額譲渡について御説明申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。内容といたしましては、泉南市信達岡中509番2から509番6の旧市営長岡住宅5戸の減額譲渡でございます。

この住宅につきましては、本来、昭和49年度におきまして譲渡を行うべき住宅でございましたが、その当時、土地境界確定ができず、譲渡を行うことができなかったものでございます。このたび土地境界確定等譲渡に伴う条件が整い、また5戸の居住者から一定の御理解もいただきましたので、譲渡を行うものでございます。

本件の減額譲渡につきましては、居住者側の都合で譲渡をできなかったということではなく、市が行うべき土地境界確定がおくれたことが原因であるという判断から、昭和49年譲渡の考えである鑑定価格の51.7%の売却率で減額譲渡をするものでございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。（傍聴席より発言する者あり）傍聴者は静かにしてください。 和気議員。

19番（和気 豊君） ただいま提案されました議案第5号について、少し質問をしてみたい。

まず1点は、今回の減額譲渡に至る経過を少しお示しをいただきたいというように思います。

それから、この5名の方のいわゆる譲渡を受ける権利といいますが、適格基準みたいなものについてもお示しをいただきたい。

それから、中に、漏れ聞くところによりますと、1軒既に新しく建てかえをしておられるところがあるというふうに聞いておるんですが、その辺についてどうなっているのかですね。

当然、建てかえについては確認申請等要りますから、これが明確にこの方の権利だと、こういうことがはっきりするまでは確認申請できない。市が借地権とかそういうものを認めるような書類を出せば、そうではないというふうに思うんですが、その辺市のかかわり合い、市が便宜を図ったこと等があればお示しをいただきたいなど、こういうふうに思います。

とりわけ経過の中では、市に瑕疵があったというその点ですね。ですから、49年当時の価格で払い下げをしたんだと。その辺、特に明確になるように これは私わかりませんので、傍聴者に対してではなくて、私よくわかりませんので、その辺をお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。よろしく願いをいたします。（傍聴席より発言する者あり）

議長（成田政彦君） 答弁を求めます。傍聴者は静かにしてください。 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 経過について御説明申し上げます。

この旧市営長岡住宅につきましては、助役の方の説明でもありましたように、当住宅につきましては、昭和49年度におきまして一応払い下げを行うということで行った住宅でございます。その当時、土地の境界確定ができなかったということで払い下げを行うことができなかったものでございます。

その後、土地の調査、また所有権者の特定作業

等を行いまして、平成14年4月28日に関係土地所有者と立会を行いまして、その境界確定を行いました。それをもちまして、平成14年5月28日で地積更正及び分筆登記を行ったものでございます。これまでの経過につきましては、平成14年7月23日の総務文教常任委員協議会で御報告をさせていただいております。

これを受けまして、居住者の方々に対しまして、現在までの経過及び払い下げについての説明会を3回行いました。その説明会の中で、この長岡住宅につきましては、本来ならば昭和49年度に払い下げを行うべき住宅でございましたが、土地の境界ができなかったということによりまして、このことにつきましては居住者側の方の責任、都合ということではなく、市が本来行うべき土地境界確定ができなかったということで売却できなかったわけです。

このような判断から、今回の長岡住宅の払い下げにつきましては、昭和49年度払い下げの考え方である鑑定価格の51.7%の売却率を採用するという説明を行いまして、一応5戸の居住者から一定の御理解をいただいたものでございます。

そして、1軒建てかえを行ってのわけでございますが、この建てかえにつきましては、昭和60年7月にその当時の申し入れがございまして、そのときに改めて土地の賃貸借契約の締結を行っております。

この内容につきましては、昭和60年7月22日で普通財産土地関係貸付申請書の提出がありました。この中で、その当時の近傍地の固定資産評価額を出しまして、それにその面積、平米当たりの単価を出しまして、それにその貸し付けの面積を掛け合わせた額を貸付料といたしております。その貸付料が2万900円ということでございます。その土地賃貸借契約書ということも作成をしております、その当時。

それと、払い下げの所有権等の基準ということでございますが、これにつきましては、今現在そこに住んでいる方の代表者と契約をして、所有権移転をするということにしております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） もう1つよくわからないんですが、登壇で神田助役が言われたことと余り変わらんですが、私は経過等についてもう少し具体的に、年月日が入った程度で余り詳しい説明にはなっていないというふうに思うんです。

それと、総務文教常任委員会で7月ごろにお話をしたということなんですが、このことについては、少しいわゆる議会への情報開示といいますが、そういうことに先行して事が行われたと、こういうことで問題になったように思うんですが、その辺のいわゆる事後処理ですね。

こういうものは、今の説明では総務文教常任委員会が1回だけ開かれたように聞こえるんですが、私はかなり問題になったというふうに思うんです。そういうことについては、ちゃんと事後について、今後そういうことがないようにとか、いろいろ当然議会に対して処理すべきことはあつたらうというふうに思うんですが、そういう関係の会議、委員会は、そういうしかるべきところでの市の意思表示というんですか、当然あなたではなくて、さらにその上の総務部長なり担当助役なり、それから市長なり、そういう方からもお話があつたのかどうか。これは議会の対応ということでは、やっぱり必ず報告をいただかなければならない問題だろうというふうに思うんですね。その辺があつたのかどうか、お示しをいただきたいというふうに思います。

それから、14年の4月28日に立会して初めて境界確定がされて、その時点で、その後、地積確定がされたらと、こういうことですね。ということになれば、60年の7月に申し入れがあつて、改めて普通財産で使用貸借をやっていたその関係を賃貸借契約に変えて、賃貸借契約書を出してあげたらと。これが確認申請の1つの要件書類として効果を発揮して、建てかえが認められたということになるというふうに思うんですが、このときは面積はどうなったんですか。どれだけの面積を契約の中に入れて書いたんですか。その面積のいわゆる公的な意味合いといいますが、これはどうなってるんですか。

境界確定もしてないのに、いわゆるめっそで大

体これぐらいやということになったんでしょうか。隣地との境界がはっきりして、初めて隣地であればそのことによって、あるいは離れておれば推して来ることによって面積がちゃんと順次明らかになっていくということなんですが、この辺はどうなっているのかですね。

それから、住んでいる方の代表者ということなんですが、中にはかなりここを空き家にしておられて、ずっと放置されておられたということも聞くわけですが、これは使用料を払っておれば、これで権利は、すべて市が悪いということで、実際住宅に困っておられるという要件がなくても、みずから出ていかれたという、そういうことであっても、これは今回の払い下げ要件に該当するのかどうか、借家法なり公営住宅法等にのっとっても少しお示しをいただきたいなど、こういうふうに思うんです。

ちょっと私、少し細かいことを言い過ぎるかもわかりませんが、議会よりも先行してあるところで市が細かく説明をしておられるということなので、ちょっとその辺腹に据えかねておりますので、少し細かい点まで厳重に聞いておきたい、こういうふうに思います。

議長（成田政彦君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 1番目、情報管理、情報の提供ということでございますが、この長岡住宅の件につきましては、一部情報紙に長岡住宅の払い下げに関する進捗状況等の情報が記載されたということが事実ございました。

これにつきましては、長岡住宅の居住者よりその方に依頼されたということがございまして、進捗状況はどうなってるのかというふうな問い合わせ等がございまして、その辺の状況説明をしたものでございます。今後、このような情報管理、また情報提供等につきましては、やはり慎重に対応していきたいというふうに考えております。

また、今後このような案件等につきましては、進捗状況に応じて所管の委員会、協議会などに十分説明をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、どういうふうに面積を決めたかという面積の問題でございますが、この面積につきまし

ては、当然昭和49年当時、払い下げをするということで、この長岡住宅についても一応測量を実施しております。そのときに隣接の所有者の理解が得られなかったということで、土地の境界確定ができなかったという経緯がございます。境界できなかったんですけども、そのときに測量をした各区画の面積を参考に借地の面積としたという考えでございます。

それと、空き家の考え、今1軒空き家がございます。この方が当初昭和30年当時からの住宅をお借りして、住宅として住んでおられたんですけども、その後、49年度に払い下げをしていただけたものということでもずっと待ってあったという経緯がございます。

その中で、家族構成とか生活環境の変化等に伴いまして、この住宅ではとても生活ができないということで、その辺の支障がございまして、昭和62年当時に現在地の堺市の方に一応引っ越しをされたという経過がございます。

その方といろいろ今まで何回かの話し合いの中で、その方につきましては、この長岡住宅付近にはやはり知り合い、友人等もたくさんおられますし、また割かし静かで環境もいいということで、ここところは永住の地と考えているということで、そういうふうな考えを持っておられます。

そういうふうな経過もございまして、使用料の方もずっと滞りなく納めてあったということもございまして、今回この方に売却をするということで進めております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） すべて市に一方的に問題があったと、いわゆる境界確定に至らなかったと、そこに落ちをつけられるといいますが、重点を置かれた御答弁だったんですが、そういうことになりますと、境界確定ができていない49年当時の測量面積でやったと。これは正式の面積ではないですよ。相手との、隣接地の方の同意がなくて、そこから抗議が起こっているわけですから、それでなかなかいかなかったと。別に抗議も何もなければ、60年にみんな払い下げもできたはずなんです。そういう面積で。測量の面積でやれたわ

けですが、そうはならなかったというところに、49年以降今日まで延びた理由があるわけですから、この貸付面積ですね。これと現在の払い下げの面積ですね。どの方かな。それはいいですわ。ここに明示されている面積との間には、どれだけの違いがあるんですか。もうびったしカンカンで、面積はそのときの測量面積と同じだということなのかですね。

こういう場合は、やっぱり錯誤申請みたいなものはこれで登記もできてるでしょうし、この面積でね。これは公の文書、法務局への届け出文書、あるいは市が経由した、登記しておられたらその文書ですし、市の経由で大阪府に行っている文書と違いがあるということになれば、それはもうそのまま事後処理、ほうっておかれたらいいんでしょうか。

それから、総務文教常任委員会、ここへはもう結末というか、そういうことの報告はもうされずにそのまま済んだと、こういうことなんですか。ちょっとここに至るまで、7月に開いてそれ以降あれだけの問題になったやつですから、せめて担当の常任委員会にはその辺の経過も含めて、今度の議案はこういう議案を出したいんだということで、直前の一般的な議案説明ということではなくて、一定減額分譲のめどがついた時点でそういう説明をされるのがやっぱり議会と行政のルールではないかというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（成田政彦君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 今回の面積の差でございますが、以前借地契約、賃貸借契約をしてる面積につきましては、121.48平米で行っております。今回、土地の確定をした面積が119.85ということで、マイナスの1.63平米の差がございます。

以前、これが土地の境界確定が49年当時できてませんでしたので、これは各実測面積と公簿面積の差がございまして、当然それが土地の境界確定をしなければ、地積更正をして分筆登記ができないということがございますので、その当時各住宅の分筆登記ができていなかったということで、今回改めて分筆登記を行ったということござい

ます。

先ほどの情報管理、情報提供等の問題でございますが、平成14年の7月23日の総務常任委員協議会で一定の報告をさせていただきまして、今回議案を上程するに当たり、議会前の所管の委員協議会でこの問題につきまして説明をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。
議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第3、議案第6号 泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第6号、泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。提案理由でございますが、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効により、法に基づく特別措置としての同和対策事業は終了となりました。これからの同和问题解決のための施策は、同和问题を人権問題という本質からとらえ、さまざまな課題を有する人々に対する人権尊重の視点に立った取り組みとして展開していく必要がございます。

また、男女共同参画社会基本法の施行により、女性施策はこれまで女性の地位の向上、女性問題の解決から男女共同参画社会の形成へと移行し、

地域社会を男女共同参画の視点で検証し、その促進を図ることが必要であります。

これらのことから、人権施策を総合的に推進するため所要の改正を行うことが必要であり、本条例を提案するものでございます。

議案書 25 ページをお開き願います。条例改正の内容といたしましては、人権推進部の事務分掌中の「同和対策」を「同和問題解決のための施策」に、「人権啓発」を「人権推進」に、「女性施策」を「男女共同参画施策」に改正するものであります。なお、本条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 大森議員。

4 番（大森和夫君） 助役の説明にありましたように、地域改善対策特定事業にかかわる国の財政上の特別措置が失効したということでこういう内容が出てきたということですが、これに関して昨年 10 月の 22 日に大阪府の企業局調査部長名で通知が出されてますよね。この通知の中で、地对財特法の失効に伴い、同和地区出身者に対象を限定した特別措置としての同和対策事業の前提となるいわゆる地区指定がなくなり、特別対策事業は終了しましたということと述べられていますよね。こういう観点からしても、例えばこういう同和問題解決のためにというような文章が入ってくるというのは、どうかというふうに思うんです。

今、通知の中身も紹介しましたが、こういう観点に立ちますと、法制上は同和地区の概念がなくなったということが常識的な判断になると思うんです。その点、どのようにお考えになっているのか、御答弁をお願いいたします。

議長（成田政彦君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） ただいま大森議員より御質問がございました地对財特法失効後の同和行政についてということで、当然我々としたしましても、大阪府の企画調整部長より人権第 212 号、平成 14 年 10 月 22 日の文書、通知が参

っております。

この中で 1 つは、府においての国の特別措置や数次にわたる大阪府同和対策審議会答申に基づき、同和地区の生活環境の整備や同和地区出身者の自立促進を図るため、同和地区及び同和地区出身者に対象を限定した特別措置としての同和事業を終結したということとありますが、今後の方向といたしましては、府民の差別意識の解消、人権意識の高揚を図るための諸条件の整備、また同和地区出身者の自立と自己実現を達成するための人権相談を含めた諸条件の整備、同和地区内外の住民の交流を促進するための諸条件の整備等を図るといことでうたわれております。そういう意味からも、現存いたしております部落差別などの人権問題についての解消を図るために必要であると考えております。

以上です。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4 番（大森和夫君） 実際の状況を考えてみますと、今言いましたように、私が言うまでもなく、地对財特法が失効となり、それから長野県とか高知県とか、それから近隣、和歌山などでも、岡山、広島などでも見られるように、終結という方針が大きな流れになってると思うんです。同和問題の終結、同和終結という動きがね。こういう観点に反するのではないかと。

同和問題というのは基本的には解決した。そして、同和地域というのは消滅したというのは、これは社会的な常識ではありませんか。失効の中にも、通知の中にもこれははっきり書かれてるわけでしょう。そういう点はどうですか。

議長（成田政彦君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 我々としたしましては、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効したということとありますが、法に基づく特別措置としての同和対策事業というのは終了いたしておりますが、これからの同和問題解決のための施策、これはやはり継続していくということで市長も述べられておるとおりでございます。

同和問題を人権の問題という本質からとらえ、さまざまな課題を有する人々に対する人権尊重の

視点に立った取り組みとして、今後展開していく必要があります。そういう意味から、今後も同和問題解決のための施策は進めていかねばならないという考えを持っております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 国の流れ、それから大きな自治体の高知や長野県の流れなどもお話ししましたけども、同和問題という限りは、同和地区を指定する必要があると。そうする限り、やっぱり周辺地域とのそういう分離、隔離をせざるを得ないという点があると思います。それがなお一層同和問題の解決に逆行する流れを生み出すというふうに思うんですけども、その点はいかがですか。

議長（成田政彦君） 大浦人権推進部長。（発言する者あり）不規則発言はやめてください。

人権推進部長（大浦敏紀君） ですので、特別措置から人権尊重の観点に立った一般施策への転換ということで、大阪府同和对策審議会の方からも審議についての文書も参っております。同和問題解決のための取り組みは、本来は一般施策で当然実施されるべきものであるが、一般施策の内容が十分ではなく、また同和地区の実態にそぐわなかったことから、これらが実質的に行われなかったところから一般施策の補充として、現在まで、法が失効するまでの間、特別措置としてなされてきたものでございます。

今後の同和問題解決のための取り組みは、同和地区の現状や地対財特法が失効したことなどを踏まえて、同和地区、同和地区出身者に対象を限定した特別対策としての同和对策事業は終了いたしております。

これからは、これらの成果を十分に踏まえて、同和对策事業で養ってきた事業のノウハウを生かしながら、一人一人がかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現を目指し、同和地区、同和地区出身者のみに限定せず、さまざまな課題を有する人々の自助自立を図り、だれもがそれぞれの個性や能力を生かし、自己実現の達成を図ることの視点に立って、的確な我々行政ニーズを把握して、人権尊重の観点に立った一般施策として総合かつ計画的に事業を推進してまいり

たい、このように考えておる次第でございます。

以上です。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

北出議員。

12番（北出寧啓君） 事務分掌条例を見ておまして、これは人権推進ということなんで、一般に、特に多元的な社会で、多元化してくる中で、今ブラジルとかいろんな諸外国からの流入もありますし、あるいは片や倒産、不況等でやっぱり生活保護を受ける方とかもたくさん発生してきてますし、普通の地域社会の中でやっぱり人権ということが、具体的な施策の中では弱者間の競争とかそういうことが多分に発生してくると思うんですよ。

そうすると、実際問題、財の配分とかいうことがやっぱり具体的な課題としていろいろ考えなきゃならない。特に地域社会の構造というのは、特に日本は土建国家という特質もありますけども、公共事業の枠組みが強い。やっぱり弱者間のそういう競争が強いと。逆に、もう一方では、中間層というんですか、サラリーマン階層ですね、施策が相対的に低くなるということで、税を払った分に対して、分相応の施策はどうなのかというふうなことも発生してくると思うんですね。

だから2点。弱者間の競争が、多分に今の福祉国家が特に後退していく中で、財の配分をめくっているんな紛争なり、そこでどこまで共同参画してお互いに、ワークシェアリングとかありますけれども、人権なり財の配分をどうするのかというふうなことがやっぱり具体的な日程としてあると思うんですね。

これは特に人権全体の問題ですから、泉南市の特質もありますけど、そういう総合的観点に立って説明していただきたいなど。まさに人権の枠組みとして、今後の展望を述べていただけたらと思います。少し抽象的な質問で申しわけないんですけども。

議長（成田政彦君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 北出議員の御質問に対して、非常に抽象的な、我々としては具体的にこれはこうだということにつきましては、行政上、やはり財政上進めていかねばならないという

ことでございますが、当然同和問題につきましては、今、先ほどもお答えいたしましたように、一般施策への移行ということで、事業自身については、一般施策で今後も府の補助、国のいろいろな施策の活用をしながら泉南市としてもやっていくということでございます。

特に、今まで特別措置として、いろいろな施策を当市も推進してまいりました。しかし、住宅から始まりまして、いろいろなところで地域住民の御理解を得ながら、一般施策に移行すべくやっております。すべて完了したわけではございませんが、段階的に現在も進めている激変緩和措置を講じながら進めているという部分も多分でございます。しかし、ここ数年の間にはすべて完了すると。住宅家賃にいたしましても、浴場の利用料にいたしましても、一般並みに段階的にやっていくと、こういうことでございます。

それと、外国人、当然女性問題、いろいろな問題がございます。それについても積極的に今後も推進してまいりたいということを考えております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） 質問が抽象的でまことに申しわけございませんが、男女共同参画とか多面的な多元社会におけるさまざまな人権問題が泉南市においてどういうふうになってきて、その人権間の調整とかそういうのがあると思うんです。そういう事例なんかも求めたかったわけなんです。言葉足らずで申しわけございません。

それと、本源的にはフランス革命以降、自由・平等とか権利というふうなことが言われてくるわけですけども、権利の背景というのは、発生時においては、やっぱりエゴイスティックな部分は当然あるわけですね、それは諸階級とかあるわけですよ。そういうふうなのを持ちながら人権のさまざまな要求があって、それが調整される。それからさらに公共的なものへと展開して開いていく。そこで連帯が起こってくる。

だから、人権が公共性の枠組みとどう統合されて、いわゆる地域としての共同社会がどうでき上がっていくのかと。そういう枠組みが当然人権施策をやる上で、担当間は踏まえた上でやっていか

なければ、単なる人権だけの展開ということであれば、やっぱりどこかに限界が生じてくるというふうに考えますので、その点についてもよかったですらお示し願いたい。どのように考えていらっしゃるのか。

議長（成田政彦君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 人権の件でございますが、やはり議員御指摘の部分も十分に我々としては今後持って推進していかねばならないということは、十分に考えております。

人権を基本とした、人権を尊重するということは、一人一人の自己決定、その人らしさを尊重していくことであると。このことは社会福祉の基礎構造改革など福祉を取り巻く環境が変化する中にあって、不変の理念として地域福祉施策の基本に据えなければならないということで、市民一人一人がみずからの意志で選択し、決定したその人らしい生き方を尊重すること。とともに高齢者、障害者、子供、母子等が虐待などの権利侵害を決して受けてはならないような人権尊重のまちづくりを一層進めていくという観点から、我々は今後も人権尊重の社会を目指して進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（成田政彦君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） だから、いろんな諸権利の施策の中で、次にそういう人たちがこぞってやっぱり地域づくりに参画するというか、共同していくという、その辺も展望した上での権利の闘争、やっぱり市役所の行政行為、それを媒介しながらみんなに参加していただくと。それから、連帯という枠で本当の公共的なものを実現していかなきゃならない。そういう大きな枠組みを持ってないと、個々の施策だけが終わってしまっただけでは、やっぱり歴史的な過程としては限界が出てくると思うんで、その辺に配慮をしながら人権施策をしていかなきゃならないと思うんです。そういうことで、市長、よかったですら一言。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 高尚な御質問で非常にお答えにくいんですけども、人権問題というのは、今まで考えられていた人権の問題、我々の条例に

もありますように、同和問題とか、あるいは外国人問題、女性問題、それと障害者の問題とか、そういうふうなことが従来考えられておったんですが、最近はその以外にいろんな、特にまた最近ではホームレスの問題とか、新たないろんな社会現象が起こってきておりますので、そういう全体的に見て、この人権問題というのをどうとらえていくんかという視点をおっしゃられてるんかというふうに思います。

我々も当然、今回の第4次の総合計画におきまして、一番の柱にその人権尊重の社会づくりということをおっしゃられたり、また市民との共同、当然そういう方々との共同ということもあり得るというふうには思います。

したがって、これからはより多方面といいますが、グローバルな面でこの人権問題ということをとらえていかないといけない時代に入ってきたというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

巴里議員。

22番（巴里英一君） 今、上程されております事務分掌ですから、大きく変わるということではないかと思えますが、皆さんいろいろ論議されておりますので、それなりにお問いかけをしたいと思えます。

私は、行政として法が果たした役割というものをきちんとやっぱり把握されて、認識されて、それに基づくさまざまな差別に対する施策あるいは方法、手法等をきちんと位置づけして、そしてそれを執行していくということが行政の最大の仕事ではないかというふうに思っておりますし、そのことは、トップであります市長の背に負うものが非常に大きく依拠してるのではないかと。市長が変わると同時に施策が、あるいは対策がかなり低下したというところは、大阪府下にも各地で存在していることは事実であります。

ただ単に、先ほど論議の中では、同和問題のみを私は差別という形での扱い方とかあるいは表現は、僕は間違っているのではないかと。私がお聞き

したいのは、そういった意味でのいわゆる成果と、そしてその果たした役割と、そして今後の方向がきちんとそれによってなされるんだということで、第4次総合計画でも書かれておりますから、それなりのことはわかりますが、具体的に今後もきちんとした進め方をされるということが、まず確認をいたしたいと思う点であります。

この部分が若干の「同和対策」を「同和問題解決のための施策」に改めということで、「人権啓発」を「人権推進」に改めということで、字句の修正のみでなく、このことは何を意味するかということをおきちんと説明をもう一度お願いしたいというふうにするのが2点ですね。

御承知かと思いますが、私は差別というものは人間の生存権の問題だというふうに理解しています。そのことは戦争によって行われぬ。そして抑圧される、圧政。例えば、今問題になっておりますイラクあるいは北朝鮮、このことが人間が生きる権利をすべて圧政によって奪っていく、あるいはその人の権利を奪っていくということは、果たしていいかどうか。このことが容認されるという世界であれば、私は非常に残念でならないというふうに思っています。

そういう意味では、この圧政、抑圧が日本でもないのかということがありますし、そのことを解決して進めるために、戦前圧政があり、抑圧されてきた歴史があったわけで、そのことによって戦後、民主憲法と言われる現憲法が施行されて、そして人権というものが大きく国民の中に語られている。平和でそのことがきちんと解決してるかという、そういうことはあり得ないし、世界では人種とか宗教によってかなりいろいろな差異があって、やっぱり僕は白豪中心主義みたいな考え方が世界ではないのかと。アングロサクソンとか、例えばゲルマニーを中心とした意識が世界の中で今なお存在している事実がある。

アメリカでもそうではありますが、彼らから見たら、カラードと言われる我々と黒人ですね、黄色人種、これに対する差別意識が非常に強い。優越感を持っているというようなところもあります。白人同士の中でも、御承知のようにユダヤに対する差別意識が非常に強い。ロマに対する問題とか、

世界にさまざまな差別というものがありますから、部落問題だけが差別ということじゃなしに、基本的に人間が人間を蔑視する、生きること、生存権を否定していくことをやめさせるのが差別といわゆるかわりだというふうに私はまず理解をしているんですね。そういう理解なのかということをお尋ねしたいと。

以上です。

議長（成田政彦君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 巴里議員の御質問にお答えいたします。

まず、議員御指摘の同和問題解決の施策ということで、昭和44年度の同和对策事業特別措置法の施行以来、33年間にわたり実施されてまいりました。財政法上の特別措置、これは去年の3月末の地対財特法の失効をもって終了いたしました。

その中で、本市におきましても国の特別措置や数々にわたる大阪府の同和对策審議会答申に基づき、同和地区の生活環境の整備や同和地区出身者の自立促進を図るため、同和地区及び同和地区出身者に対象を限定した特別措置としての同和事業を推進してまいった結果、かつての地区の劣悪な状況は大きく改善されました。平成12年度に実施いたしました実態調査などによりますと、教育、就労の課題が今なお残されているということは、十分認識をいたしております。

また、市民の差別意識の解消が十分に進んでおらず、部落差別事象は現在もあります。同和問題が、こういう観点からすべてが解決されたとは言えない状況にあります。

そういう意味からも、今後の同和問題解決のための施策の基準目標は、すべての差別を解消し、すべての人々の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指して、周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図ることが必要であると、こういうことを考えております。

その1つとして、先ほども申しました市民の差別意識の解消、人権意識の高揚を図るための諸条件の整備を進めてまいりたい。また、同和地区出身者の自立と自己実現を達成するための人権相談を含めた諸条件の整備、同和地区以外の内外の住民の交流を促進するための諸条件の整備を図って

まいりたいと、このように考えております。

次に、全体といたしまして、議員御指摘のとおり我々としてもその部分につきましては、十分に配慮を重ねながら進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（成田政彦君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） 今、人推部長がおっしゃったとおりで、法が目的としたところが完全に達成されたとは言えないまでも、ある一定の成果を得たということで、特別措置については昨年度で打ち切ると。しかし、人権政策についてはきちんと国としてやると。そして、大阪府初め我が泉南市もそのことに対してきちっとやるということが、先ほどの論議から見ても答弁の中では見受けられるわけでありますので、その点は私は非常にいいんではないかというふうにまず思います。

いみじくも今、部長がおっしゃったように、同和問題の解決はすべての差別を解決する起点だと、言葉をかえればね。という認識が僕は非常に大事なことではないかというふうに思ってます。

この問題の解決に当たっての行政の果たした役割というのは非常に大きなものがあるし、当然行政が長い間そういった政策をしなかったということが、そのことを残してきたということの反省の上に立った政策であったという、この共通認識も持つべきだというふうに思うし、市長は日ごろおっしゃってますから、その点は御理解いただいていると思いますが、この問題は私はこの議会においても、市民においても、十分論議されるべきだと、議論されるべきだと私は認識しています。

しかし、それは差別を否定してはならない。差別が現存するということが、あるということを見詰めて、そこから派生し、そして議論しなければ意味がないんじゃないかというふうに私は思うし、むしろそれは差別のいわゆる拡大再生産に寄与している、手を貸していることになる。

昔、戦前から戦後、党活動できなかったとか、いわゆる政府に反する活動ができなかったことが抑圧、差別されて牢獄にぶち込まれたという時代があった。しかし、闘いによって、それぞれ皆さん方の闘いと、努力されたそれぞれの分野の人々

によって、このことが大きく変貌を遂げてきたという歴史があるわけで、そのところに依拠してる部分の人がそのことをやるということも、私は非常に残念だというふうに思います。

そういう意味では、市長ね、今部長がお答えされましたように、人間共同参画社会ということもありますが、男女共同参画社会ということ自身が参画してないということのあらわれだ。つまり法をつくるということは、そのことをやらなければ規制できないということにおいてつくるんだと。国民差別禁止法という、アメリカで差別した途端に刑務所に入らなきゃならない厳しい法律があるのは、それほど黒人差別が厳しいから、その法で規制していかなければいけない。だから、法というのはいつも後追いなんです。

しかし、これからやる施策として、法は後追いではなく、国連でも言ってますように、やっぱり法というものは、世界の人々の生存権にかかわるのが人権なんです、そして環境問題なんです、地球環境なんですよということを言うてる。それで、差別の原因になってる文字をきちんと教える、覚えるということは教育の問題だということ。そして、最低限生活するためには福祉という問題。この大きな問題が4大テーマとして行われてるということで、市長はいつもおっしゃってるとおりなんです。そのことを再度確認いたしたいと思うんですが。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） もともと被差別部落の生活環境が非常に劣悪だったという時代もございまして、その中から特に皆さん方がやはりこのままではいけないと。これをきちっと改善していかなくちゃいけないということで立ち上がられて、一定の運動もされて、それが行政を動かし、国を動かし、特別立法ということになってつながってきたというふうに思っております。

この間、泉南市も特に同和対策事業を数多くやりましたけども、その大部分というのは、やはり社会基盤の整備、特に道路とかあるいは住宅、用排水路、農道、それから公園その他、特に地域の環境改善ということに重きを置いてやってまいりました。

これは、本来は特別法があるなしにかかわらず行政が行わなければいけない施策だというふうに思いますが、しかし非常に格差があったという中で、特別法の中で財政上の優遇措置も含めて一定の促進を図ってきたと。それらについては今、巴里議員が言われましたように、今回、法の失効を含めて一定改善がなされたというふうに考えております。

ただ、まだ差別意識を中心としたそういう偏見も残っているのも事実でございます。昨年もあるんな差別落書き事件もあったように、課題としてはやはりまだまだ残っておるといふふうに私どもも思っております。

したがって、法の失効は失効として、そういう特別対策による事業としては一応終わりましたけれども、一般対策、一般施策の中でそれを今後ともそういう事象がある限り続けてやっていって、本当に真にそういう差別のない、そして偏見のない社会づくりを行っていかねばいけないというふうに考えております。

したがって、今回の事務分掌改正におきましても、文言の改正ということでございますけども、その中にあるものは、やはりこれからの時代に合った人権のあり方、推進、そして残された同和問題の解決ということを含めて、これからもやっていきますと。そして、女性問題というふうなとらまえ方が従来でありましたけども、御指摘ありましたように男女共同参画もでき上がっておりますので、それに見合った形での事務分掌、それらを含めて事務をこれから遂行していくという意味で、今回条例改正をお願いしているものでございます。

したがって、私どもも第4次総合計画に盛り込んでおりますように、人権の尊重ということがやはり我々が生活していく上での根本だというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（成田政彦君） 巴里議員。

2番（巴里英一君） ありがとうございます。人権啓発を人権推進に改めというのは、啓発と推進の違いというのはちょっとわかりにくい部分があるんで、昔、啓蒙なんていう言葉をよく使った

んですが、啓蒙というたら、蒙するという、言葉がちょっと教え諭すみたいなものになるのかなと思うんで、啓発ということに変わったんですが、啓発と推進の違いというのは、ちょっとわかりにくいところがある。

女性施策を男女共同参画施策というのは、市長が今おっしゃっていましたが、男女というのが平等だというのは、当然そんな当たり前の話なんでね。長い間女性が虐げられてきて、現実にも言葉に残ってますよね、おんなへんというのは決していい方には使われてない社会というのがありますから。だから、女のくせになんて議員の中にも平気で言う人があるからね。女だてらにという言葉は余り使わんようになったけど、女のくせに、女やのにとかいう人は時々おるんで、ちょっとどうかなと。自分が女性から生まれたのに何でそうやねんと思うときがあるんですが、私もそのことがないのかなと、そう聞きながら反省してる時がよくあるんです。

これをわざわざ言わなきゃならないということは、逆に男と女という関係は平等であるにもかかわらず、社会がそうではないということを示している意味なんですね。これは、ちょっとこの文字の書き方が果たしていいのかな。ちょっとこれは私もまだ判断がつかん部分なんですけど、どういうふうに法では男女共同参画社会、いわゆる女性の参画社会という形の中で、言葉も法の中でもよく出てくるんですが、もともと日本国憲法には、差別されないし、14条でね。そして、人は生まれながらにして平等であると。与えられたものではなしに、人権というものは、当然生きる権利については、本人が親からとかだれからというのじゃなしに、もちろん生まれながらにして持つてんだということを憲法がもう前文で、前段で言うてるんですね。

そのことをきちんといわゆる各行政も国民も認知、認識をしてない。そのことを実行してないところに問題があって、こういう法をつくらざるを得ないんじゃないかなというふうに思うんですね。具体策をするためにこのことをやってるんだという認識でいいのかなと。

議長（成田政彦君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 人権推進の意味づけといたしましては、人権啓発だけではなく、今までは人権啓発課という形で行っていましたが、相談事業に係る人権の諸課題の把握によって、課題解決に向けて関係部局への働きかけ、市民の人権による推進を努めるということから、人権啓発課を人権推進課に変更するものでございます。

また、女性問題ということでございますが、男女共同参画基本法が平成11年6月23日施行に伴いまして、地方公共団体及び国の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総括かつ計画的に推進するためということで法がなされました。

その中で、地方公共団体の役割等がうたわれております。市町村は、男女共同参画基本法計画及び都道府県男女共同参画社会を勘案して、当該市町村につきましては、市町村男女共同参画社会計画を定めるように努めなければならないということで、女性問題のみならず、男女共同参画社会の基本法にのっとりまして施策を今後推進してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

和気議員。

19番（和気 豊君） 300億近い特別の事業費を投入して、同和対策事業はやられてまいりました。その結果ということで、これはどうも私何度聞いておっても肝心なところになりますと、市の具体的な総括というのが出てきていない。あなたは、人推部長は府の同和対策審議会の文書を引用されて、就労、教育などまだ差別が残っているとか、市民の差別意識の解消は進んでいないとか、これは市民を引き合いに出すのであれば、泉南市でどうだったのか。

最近、同和対策審議会も泉南市で開かれていないし、その辺本当に市民ということ言うならば、やはり審議会等を開いて、市民の皆さんのそういう御意見も拝聴されると、こういうことが大事なんではないかと。

やはり私は根底には、差別の解消は行政が行い得るんだと、こういう考え方があるように思うんですね。市民の意識の中にある差別観なんていう

のは、これは実際、行政で解決できますか、意識の問題。あなたは差別意識を持ってるかどうかなんて、これは人権にかかわる問題を問いかけられますか。自主的なそういう審議会等で御意見を拝聴すると、そういう段階で市が把握できるんじゃないかというふうに思いますよ。

本当に極めて決めつけて、それと一般施策の中でなんていうようなことも言われるんですが、これについては、それならばこの部落問題の、同和問題の解決の施策と言わずに、それこそ人権の問題がまだ残ってるというのであれば、それも人権は全般的ないわゆる人種差別の問題から、あるいは国の差別の問題から、女性の性の差別の問題からいろいろあるというふうに言われるならば、人権問題解決のための施策と、こういうふうにされたらいいと。

どうも答弁をよく聞いておりますと、なぜ推進部、この分掌の中で同和対策を同和問題解決のための施策に改められたのかというのがよくわからない。むしろ私は、これまで300億近いお金を使ってきてやってきた到達点、まさに市長が言われるように生活基盤や環境改善、こういうことを中心に、ハードな事業を中心にやってきて、その点では大きく差別の解消は果たされてるんだ、こういうふうに言うのであれば、到達点を明らかにする意味からも、あと残っている課題を中心に施策を行う、こういう表現に 先ほども言いましたように、人権問題解決のための施策、こういうふうにされたらいいというふうに思うんですが、なかなかこの同和問題解決という、同和問題という言葉を残されている意味合いがよくわからない。

いわゆる垣根を取る問題についても、その地域だけの特別な施策はやらないんだと、そういうことで地区指定もなくしていくんだ、垣根を取っていくんだ、共生なんだと。共生という言葉は余り私はなじみませんが、これはまた機会があれば意見を言いますが、そういうことで言われてるわけですから、そういうことになれば余計に、特定事業もやらないというふうに言いながらも、この言葉を残しておられる。

今までの条例改正も一体どないなってくるんですか。今までいろいろその関係で、地对財特法が

完全になくなると、昨年3月31日末をもってなくなってきたわけですから、そういうことで一連の条例改正もやってこられたわけですね。その意味合いはどうなるのか、またぶり返しかなと、こういうふうな感じを私は強くするんですが、その辺も含めてお聞かせをいただきたい。

議長（成田政彦君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 和気議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

先ほどから各議員に御答弁をしているとおりでございます。我々といたしましては、1つの特別対策が終了したということは御存じのとおりと思いますが、今後市民におきますいろいろな差別意識の解消という部分につきましては、心の問題と言われますが、我々といたしましても、そのようないろいろな差別の意識の解消というものに重点を置きまして、今後人権啓発、人権推進を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 答弁になってないように思うんですが、私はまさに固有の権利であなたに聞いているんですから、さきの議員にも答弁しましたよと。同じような質問をしましたか。全く違う角度から私は質問しておりますし、私の質問にはちゃんと答えてくださいよ、私の人権を保障する立場から。

それで、例えば私は本当に行政ができることについては限りがある。行政万能ではない。とりわけ心の問題なんかはそういうもんだらうと。まさに人権の問題として考えた場合に、心の中にあるいろんな意識まで引っ張り出して、それをどうこうするということは行政はできない。行政はそこまでの権能は市民から付与されていない、地方自治法でもしからしむるところでありますから。

それと、私が聞いたのは、就労・教育の問題、差別意識の問題が泉南市で本当にあると。それが同和問題から起因してきている、部落差別から起因してきてる、こういうふうなことが本当に市民の中でみんなが合意されている問題なのか、市民の理解が得られてる問題なのか。そういうことをひとつ明らかにしていくためにも、審議会等で広

く市民の声を聞いていく。特に、これからまだ続けていくということであれば、そういうことが必要なのではないか。

ところが、最近そういう会議に私も今回初めて入れていただいて、大いに論議を交わそうというふうには思ってるんですが、その辺会議は開かれていない。やっぱり会議を開いて、市民の理解を得る施策かと。これがまさに市民の心を行政が把握して、心を心として行政を行うということではないかというふうに思うんです。

これは市長の1つの行動スローガンでもあるわけですから、そういう点では、その辺をしっかり把握をして、こういう重要な文言の改正、1つけりがついているわけですから、節目を迎えたわけですから、そして先ほどからありましたように他の都道府県なんかでも、あるいは市町村に至っては、数多く同和終結ということを明らかにして、そういう文言も取り払っているわけですから、ひとつその辺の、それじゃ泉南市でなぜそれができないのか、こういう点はひとつ明らかにしていく、それを市民合意でやっていくということが今求められているのではないかということで、私は最小限、審議会等を早急に開催される、市長の諮問機関でもありますから、この点は市長からも御意見を賜って、私の質問にかえたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（成田政彦君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 同和問題の解決の取り組みということで、本来は一般施策で当然にやっていかなければならなかったこと、しかし特別措置ができて、30有余年、特別対策事業として進めてまいりました。その結果につきましては、議員御存じのように、地域につきましては相当の改善を得ることができました。

今後につきましては、やはり地対法の失効を踏まえまして、一般施策を活用しながら施策を進めてまいりたい、こういうように考えております。その考えといいますのは、地域を限定せずに幅広く周辺地域を巻き込んだ形でやっていくということは、何度もこの場で説明をしているとおりでございます。

人権問題につきましても、市民を対象とした人

権をいかに進めていくかということは今後考えながら邁進してまいりたいと。地域に限定した施策というのは打つつもりもございませんし、打つ考えもございません。第4次総合計画の中にもうたわれているとおりでございますので、よろしく御認識のほどお願いいたします。

以上です。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 審議会の開催の件でございますが、審議会に諮問をする案件が出たときに開催をお願いしたいと思います。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

稲留議員。

13番（稲留照雄君） この条例は46年にできてるということで、それなりの役目があったのかというふうには思いますが、近ごろ、私の基本的な考え方を言いますと、人権とか環境とかという言葉は、もう非常に嫌いであります。

人が当たり前のことを当たり前にできないということがこういう文字にしてやらなきゃいけないと思うんですが、何人かの御質問の中にいろいろな意見がありました、貴重な意見だと思いますが、同和問題解決のための施策というのは、文言でいえば人権と。同和問題は人権の中の1つであるというふうにしないといけないのではないかというふうには思っております。

私がお聞きしたいのは、男女共同参画施策ですね。これは各都道府県のこういう同じようなのをよく見ますと、男がつくったものではないかなというふうには思うんですね。むしろ、男女の特性を考えないといいますが、机上の空論で物を始めるような気がします。

1972年に私は友人がロサンゼルス水道局におりました。すてきな彼女がおりまして、夜中の2時に見学に行きました。友人は日本人であります、その恋人は非常に美しい白人の女性でありました。ところが、行ったときにその女性が非常に重い物を持って運んでおりました。そのときに私は手伝ってやれと、こう言ったんですよ。そしたら彼は、同じ仕事をして同じ給料をもらってる人に手伝う理由がないと思うんですね。はっきりそう言いました。

ところが、それが終わって帰って、朝の8時に
実は迎えに行ったんですね、その子を。そうす
ると、自動車のドアを開けてあげるんですね。仕事
は男と全く同じ、しかし扱いは全く違いました。
驚くべきフェミニストでありました。そういうこ
とを考えると、30年以上も前にアメリカでは
そんなことがあったのかなと思います。

さて、泉南市はどうだったかといいますと、初
めて女性の課長ができたときに、その女性の課長
が一人で動けないで、エスコートが必要であった
ことを覚えています。残念ながら、男と女と同じ
に扱えないんですね。同じに扱えません。共同で
あったとしても、女性と男性の違いだけは明らか
であります。その明らかな点について、役所はど
のように措置していくのか、その特性をどう考え
ているのかということをお聞きしておき
たいと思います。特性だけ。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 性別が違うわけですから、
特性はあるというふうに思います。ただ、仕事を
する場合、これはやはり男性も女性も同じ立場と
いいますか、同じ環境でやっているわけござい
ますから、それは同じような見方といえますか、
考え方で対応していかなければいけないというふ
うに思います。

もちろん、従前は例えば保母さんという方は女
性の職業というふうに言われておりましたけども、
最近は男性も参画して、保育士さんというような
名前にも変わってきておりますし、そういう意味
では逆に男性も女性の職場と言われたところへも
積極的に参画していくと、こういう時代になっ
ておりますので、その特性だけにとらわれて、物事
を決めつけて考えるということもいけないとい
うふうに思います。

ですから、それぞれ皆さんは能力があるわけ
でございますから、その能力に応じて男性であれ女
性であれ積極的に参画をしていただいて、そして
活動をしていただくということが大切だとい
うふうに思っております。

以上です。

議長（成田政彦君） 暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議員 成 田 政 彦

大阪府泉南市議会議員 上 山 忠

大阪府泉南市議会議員 松 本 雪 美